平成２２年（フ）第８８４号
岡山市南区箕島338番地12
債務者　難波　　薫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
北海道釧路郡釧路町睦３丁目４番地４　睦イシダハイツＤ２号室
債務者　清輔　　香
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時45分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第９８号
釧路市星が浦大通２丁目３番３号、住民票上の住所釧路市緑ケ岡２丁目17番10号
債務者　三輪　和浩
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
栃木県下野市下古山3323番地10
債務者　塩井　大介
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５２号
栃木県小山市駅東通り１丁目26番14号
債務者　會澤　初江
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第９４号
愛知県安城市美園町薮田55番地　県営依佐美住宅Ｇ―603
債務者　大川　純子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
岡山市南区迫川121－５、住民票上の住所岡山県倉敷市片島町443番地１
債務者　中桐　光夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９号
岡山市中区中井371番地15
債務者　角南　真澄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４号
岡山市中区高屋414番地15　プレイスメゾンＡ―101号室
債務者　西本　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５６号
岡山市北区大安寺中町４番21号　コーポモザン106―103号室
債務者　越智恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４号
岡山市北区中央町６番20号―502号
債務者　小野　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１３２号
千葉県市川市香取１丁目15―27　ビベンダⅠ―203
債務者　原田あい子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１６８号
東京都練馬区旭町１丁目33―22―805
債務者　吉田　雅芳
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０４号
東京都豊島区西巣鴨２丁目28―21―201
債務者　服部　幸恵（旧姓藤塚）
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０５号
東京都港区南青山２丁目２―15―926
債務者　刈屋　理枝
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３５号
横浜市鶴見区東寺尾２―21―30　グローバルハイツ201号、住民票上の住所横浜市神奈川区三ツ沢南町４番34号　メゾンフレーズ102号
債務者　中田　久栄（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部